

平成18年第2回豊後高田市議会定例会会議録(第1号)

議事日程〔第1号〕

6月12日(月曜日)午前10時 開会

開会宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第55号議案から第61号議案まで
及び報第1号から報第6号まで上程

提案理由説明

質 疑

第55号議案から第61号議案ま
で(委員会付託)

26番 菅 健 雄

29番 後 藤 等

30番 相 部 法 生

31番 酒 井 貞 生

32番 堂 園 慶 吾

34番 南 浴 利 雄

35番 徳 永 浄

36番 益 戸 政 吉

37番 野 上 一 郎

38番 井ノ口 政 之

39番 木 村 修 一

40番 大 石 忠 昭

41番 岩 本 武

42番 瀬 口 孫 次

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(39名)

1 番 成 重 博 文
 2 番 安 達 隆
 3 番 尾 上 真 一
 4 番 野 田 大 二
 5 番 岡 部 心 介
 6 番 山 田 秀 夫
 7 番 松 本 博 彰
 8 番 中山田 健 晴
 9 番 河 野 徳 久
 10 番 明 石 光 子
 11 番 村 上 和 人
 12 番 吉 高 彰 生
 13 番 安 長 袈裟雄
 14 番 小 野 國 廣
 15 番 鴛 海 政 幸
 16 番 近 藤 安 夫
 17 番 後 藤 龍太郎
 18 番 安 東 正 洋
 19 番 北 崎 安 行
 20 番 川 原 直 記
 21 番 河 野 正 春
 22 番 山 本 博 文
 23 番 進 藤 国 臣
 24 番 近 藤 今朝則
 25 番 井 上 優

欠席議員(2名)

28番 近 藤 準三郎

33番 成 重 昌 臣

職務のため議場に出席した事務局職員の

職氏名

事 務 局 長 増 田 正 義
 議 事 係 長 清 水 栄 二
 書 記 安 藤 雅 俊
 書 記 近 藤 浩 二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 永 松 博 文
 助 役 都 甲 昌 叡
 総 務 課 長 鴛 海 豊
 参事兼真玉市民センター長
 青 野 素 久
 参事兼香々地市民センター長
 佐 藤 良 雄
 プロジェクト推進課長 中 嶋 栄 治
 企画財政課長 野 村 信 隆
 税 務 課 長 河 野 清 一
 福 祉 事 務 所 長 大 園 栄 治
 保 険 年 金 課 長 小 野 俊 久
 環 境 課 長 水 江 義 和
 商 工 観 光 課 長 桑 原 茂 彦
 農 林 振 興 課 長 北 崎 順 一

6月12日

建設課長	奥田秀穂
消防本部消防長	安藤義文
総務・法規係長	久保健一
秘書広報係長	小野政文

教育庁
教育長 都甲桂一

○議長(菅 健雄君) ただ今の出席議員は39名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成18年第2回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

この際諸般の報告をいたします。

お手元に配布いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

○議長(菅 健雄君) これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長(菅 健雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、17番後藤龍太郎君、18番安東正洋君を指名いたします。

○議長(菅 健雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付しております会議予定表のとおりであります。

○議長(菅 健雄君) 日程第3、第55号議案から第61号議案まで及び報第1号から報第6号までを一括議題といたします。

○議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 本日、ここに第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

本年、5月の大型連休は天候にも恵まれ、市内観光地の入込み客数は昨年より約2,000人多い、延べ25,000人の観光客が昭和の町や夷谷仙境まつりを観光され、5月のゴールデンウィーク中に豊後高田市の人口に匹敵する観光客が訪れました。

また、5月20日・21日に開催されました仏の里・昭和の町、豊後高田五月祭も台風の影響が心配されましたが天候も回復し、好天に恵まれ、多くの市民の方々や観光客が訪れ、盛大に開催することができました。

祭り会場では文化協会芸能大会や高田高等学校吹奏楽部演奏会、小・中学生ふれあいドッジボール大会などの多彩な催しが行われ、多くの見物客で賑わいました。

また、五月祭と同時に行われました国東半島・ほとけの里、豊後高田ふれあいマラソン大会では、青森県をはじめ、南は鹿児島県まで全国21府県から、昨年を上回る約1,200人の参加をいただきました。マラソンランナーは、沿道より市民の方々や家族のあたたかい声援をうけながら、各コースに分かれてゴールを目指しました。

参加者からはスタッフの対応や大会の雰囲気もよく、大変好評をいただいたところでございます。

そして、各種イベント等に参加していただきました多くの方々も、昭和の町を散策していただき、4月にオープンいたしましたレストラン「旬彩南蔵」でも「旬」の食材を使った料理を味わっていただいたところでございます。

このようにイベントが盛大に開催できますのも、関係者各位をはじめ、市民の皆様方のご尽力によるものであり感謝申し上げる次第でございます。そして、イベント等を通じて「昭和の町・豊後高田市」に再び、訪れていただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、これまで、昭和の町の取り組みにつきましては、各分野から評価をいただき賞を受けていますが、このたび、経済産業省と中小企業庁が活性化に取り組む全国各地の商店街を紹介した「がんばる商店街77選」をまとめて、経済産業大臣が発表いたしました。全国約13,000箇所の商店街の中から、独自性のある取り組みや、アイデアあふれる様々な試みに取り組んでいるとの評価を受けた本市の昭和の町の8商店街が、全国「77選」に選ばれました。非常に光栄に存じますとともに、国、県をはじめ、これまでご尽力をいただきました商店街の皆様方や商工会議所等、関係各位に感謝申し上げる次第でございます。これを契機として、さらに、豊後高田市観光まちづくり株式会社等を活用しながら商業と観光の一体的振興が図られるよう頑張っている所存でございます。

次に、企業誘致についてでございますが、現在、美和工業団地でカメラやトナーカートリッジなどの部品を製造していますコロン株式会社が、去る5月22日に新工場建設の立地表明をしていただきました。この工場は、自動車関連部品への事業参入を行うため、5,600平方メートルの

工場の建設を行い、平成19年4月に操業開始の予定でございまして、平成20年度まで新たに70名程度の新規従業員を雇用する計画でございます。

他にも、大分北部中核工業団地へ6社目の企業が立地いただける状況でございます。

次に、ごみ減量化の取り組みについてでございますが、平成17年度より導入いたしました有料指定袋と3分別の徹底やエコマネーの取り組み等により、市が収集いたしました平成17年度のごみの量は、5,053トンで、前年度と比較いたしますと533トン減少し、ごみ減量化の取り組みの成果も徐々に現れてきているところでございます。

本市の恵み豊かな風土と美しい自然環境を、次の世代へ引き継ぐため、その新たな取り組みとして、5月30日を「ごみゼロの日」といたしまして、全市民をあげて「ごみをもらわない」「ごみをわたさない」「ごみを出さない」を目標にした「ごみゼロぶんごたかだ推進大会」を、多くの市民の方々に参加いただいて開催いたしました。

特に今年度は、市民が取り組みやすい「マイバッグ運動」と「家庭の生ごみ処理」の問題に重点を置いた「ごみゼロ市民宣言」を行ったところでございます。今後も、市民の方々のご協力をいただきながら「ごみのない清潔で美しい豊後高田市」を目指して参りたいと思っておりますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に防災対策についてでございますが、近年、全国各地で地震や台風等により大きな被害が発生しています。豪雨や地震等による災害は、いつ起こるか予測のつかないものでございます。本年も風水害の多発期を前に台風や大雨による災害に備えて災害危険箇所を関係機関との合同で、6月2日に防災パトロールを実施いたしましたところでございます。

また、8月27日には大分県総合防災訓練の実施を予定しております。

この訓練は、地域住民及び防災関係職員の防災意識の高揚と防災知識の普及並びに災害の発生に際しての防災関係機関の連携強化を図るため、県北部地域(豊後高田市、宇佐市、中津市、国東市、姫島村)を対象として紀伊半島沖及び四国沖を震源とする東南海及び南海地震が同時に発生し、大津波が発生するという想定で行い、各防災関係機関の協力のもと、市民の方々や自治会、各種団体等にも参加していただき、職員参集訓練や災害対策本部運営訓練、住民避難訓練、負傷者の応急手当訓練などの実践的な訓練を行う予定で、現在、実行委員会を結成し、訓練計画や実施方法について検討しているところでございます。

このような訓練を通じて防災意識を高めてい

ただくとともに、昨年度より結成を呼びかけております自主防災組織の充実を図りながら、災害に対する迅速な対応ができるよう体制を整え、市民の皆様方が安心して暮らせる町づくりをめざして参りたいと考えているところでございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案及び報告につきまして、その概要をご説明申し上げます。

第55号議案は、字の区域の変更についてでありまして、県営経営体育成基盤整備事業の川原地区の換地処分に伴い、字の区域を変更する必要がありますので、議決を求めるものでございます。

第56号議案は、大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減についてでありまして、市町村合併に伴い、大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、当該関係地方公共団体と協議したいため、議決を求めるものでございます。

第57号議案は、豊後高田市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでありまして、地方公務員災害補償法等の一部改正に伴い、通勤の範囲の改定等について所要の規定の整備を行うものでございます。

第58号議案は、豊後高田市税条例の一部改正についてでありまして、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の税率構造の改正等について所要の規定の整備を行うものでございます。

第59号議案は、豊後高田市税特別措置条例の一部改正についてでありまして、産業振興を図るための課税免除の適用期間延長に伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

第60号議案は、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正についてでありまして、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第61号議案は、豊後高田市市民センター条例の一部改正についてでありまして、ミニコンサートホールの設置に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

報第1号は、平成17年度豊後高田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでありまして、総務費の豊後高田市総合計画策定事業及び土木費の市道東夷線道路改良事業など5件の事業繰越について、報告をするものでございます。

報第2号から報第6号までにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、豊後高田市土地開発公社、真玉町土地開発公社、香々地町土地開発公社、株式会社スパランド真玉、有限会社ヴィラ・フロレスタ、社団法人豊後高田市農業公社及び豊後高田市観光まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

6月12日

以上、本定例会に提案いたしました議案及び報告についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅 健雄君) 次に、これより第55号議案から第61号議案まで及び報第1号から報第6号までの質疑に入ります。

はじめに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、40番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。

また、質疑は、通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 皆さんおはようございます。日本共産党の大石であります。ただ今から通告に基づきまして、議案質疑を行いたいと思います。

最初は、第58号議案、市税条例一部改正議案についてであります。これは、今回地方税法の一部改正に伴いまして条例の改正をするものであります。この中身の1つは、個人住民税所得割の税率が現在の3段階、いわゆる5、10、13パーセントから今回一律10パーセント、そのうち都道府県税が4パーセント、市町村民税が6パーセントへとフラット化されるわけであり。これにより、住民税の税額所得額が200万円以下では、標準税率が現行の5パーセントから10パーセントに引き上げられます。一方、700万円を超える方については、税率が13パーセントから10パーセントにいわゆる引き下げられることとなります。一方で、この所得税の税率は、現在の4段階から6段階になり、所得税の課税所得額が195万円以下の税率は、10パーセントから5パーセントに、そして695万円を超える方については、税率が各段階で3パーセントアップされることとなります。

まあ差し引きしますと、市民にはさほど影響がないと、人的控除の差などで実質増税になることについては、この今回の条例の中でも調整できるようになっておるわけなんですけれども、そのことは理解できるんですが、実際豊後高田において、今回個人の市民税のこの所得割の税率を市では、6パーセント一律にすることによって、市民の影響がどう出るというように認識されてるのか。その辺の説明をしてもらいたい。

もう1件は、今回の大きい改定点は、定率減税を廃止しようというものであります。先の選挙でも、与党はサラリーマン増税はしないと公約しながら、実際には、今回この現在実施をしておりました個人住民税の所得割の額7.5パーセント、上限2万円のこの減額措置を今年度限りで廃止をすると。来年6月徴収分から、それぞれが所得税は、サラリーマンは特に増税になるわけなんですけれども、このことによって、豊後高田市では市民にどういう影響与えると、市にとっては、どれぐらいの増税が見込まれるというように考えられておるのか、市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

次が、第60号議案、国保税条例の一部改定案なんですけれども、今回の改定の主な内容は、これも公的年金の控除が廃止をされるということから、国保加入者の国保税が大幅に引き上げるということで、今回、そういう方々に対する激変緩和措置が取られることになりました。

そしてもう一方では、いわゆる40歳以上、介護保険の第2号保険者の介護納付金の課税限度額の改定です。介護納付金については、所得がいくら高くても、これまでは1年間で8万円まで制限が加えられておりました。これを今回9万円まで引き上げるという改定なんですけれども、このことによって、豊後高田市では、何人の被保険者に影響が出るのか、そのことによって年間通してどれぐらいの徴収が見込まれるのか。

もう1点の質問は、うちの、これは国に納める、国というのは、基金協会に納める介護納付金というのは年々改定されているんですけれども、豊後高田市は、旧の豊後高田、真玉、香々地の条例そのまま据え置きになってるんですけれども、私はここでお尋ねしたいのは、年間基金協会から請求されて実際に納した額と、いまのこれまでの旧市町単位のもので新豊後高田市でも同じ条例になってるんですけれども、このいわゆる介護納付金、徴収された介護納付金との差額ですね。実際には、いや赤字になってるんだか赤字になってるのか、年間どれぐらい徴収して、どれぐらい納めてるというのか。その辺も出していただいて、この8万円を9万円に改定する関係です、明らかにしてもらったと思います。

次が、報第1号についてです。これは、一般会計の繰越明許なんですけれども、平成17年度内に実施できなかった、いわゆる市総合計画策定事業や、市道の東夷線など、市道の4路線の改良工事、これがなぜ前年度内に完了することができなかったのか、その理由や、その後の対策などについても、市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

次が、報第2号についてです。これは、市の土地開発公社の経営状況報告なんですけれども、こ

れを見ますと、これまで土地開発公社が買収している土地、あるいは造成している土地がかなりあります。数字的には、合併しまし開発公社が所有している土地が7万7,800平方メートルあります。この中では、もう宅地化されていつでも売れる状況のものもあるわけなんですけれども、私が質問したいのは、この経営状況の報告書の中である、いわゆるこれまで開発公社が買収しておるこの用地について、今後、売却などを含めて、今後どのように対応していく考えなのか、その今後の経営方針について説明してもらいたい。

それからもう一つは、住宅団地など完成用地がまだ売れ残っておるわけなんですけれども、この土地についての今後の売却対策についても明らかにしてもらいたいと思います。

最後に、報第6号についてです。これは、豊後高田市観光まちづくり株式会社の経営状況の報告書なんですけれども、私が質問したいのは、昨年からはじめてこの18年度の第2期事業計画についてであります。

これを読みますと、基本方針として、この観光会社は、懐かしさ、日本の原風景国東をテーマに観光振興を図り、地域振興に寄与するんだと。主な事業として、3つ上げていますが、その1つが、広域観光の振興、2つ目が昭和の町の魅力の維持発展、3つ目が収益事業の確立、維持発展、可能なシステム及び組織の構築とあるんですけれども、先程の市長の提案理由説明の中でも、今回の五月祭の状況など、まあ連休だけでも豊後高田市の全体の人口ほど観光客が見えた云々とあったんですけれども、実際、この観光会社をつくるには、豊後高田市も5,000万円出資をしております、これにも、いろいろと市民の間では異論もあったわけなので、あるいはロマン蔵に食堂を造ったことについても、市内の既存の商店との関係でいろいろと意見が出てきてるんですけれども、だから私も、この会社が将来赤字になって、市が一般会計から補てんするようなことはないだろうなという質問をしたことあるんですが、ここで聞きたいのは、この3つの主要事業について、字面ではこういうことなんですけれども、実際にどういう内容なのか。市民にわかるように説明していただいたらと思います。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 税務課長河野清一君。
○税務課長(河野清一君) 大石議員の個人住民税の税率改定についてお答えいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことに伴いまして、今回豊後高田市税条例の一部改正について提案いたしましたものであります。

今回の改正は、所得税から個人住民税への税源

移譲を行うための改正が主なものであります。所得税から個人住民税へ恒久的な税源移譲を実施するに当たっては、所得税と個人住民税を合わせた税額で、個々の納税者の税負担が変わらないよう配慮した措置が講じられています。

その内容につきましては、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図るため、所得税では、所得再配分機能が適正に発揮されるよう累進的な税率構造とし、10パーセントから37パーセントまでの4段階の税率構造を最低税率を5パーセント、最高税率を40パーセントに拡大して、6段階の税率構造に改正いたしております。

また、個人住民税につきましては、応益性や偏在度の縮小といった観点から所得割の税率を10パーセント、内訳といたしまして、市民税6パーセント、県民税4パーセントにフラット化いたしているところであります。

所得税の税率構造の拡大及び個人住民税の税率のフラット化により、税源移譲前の税率と移譲後の税率では、所得税の税率と個人住民税の税率の合計は、同率となっております。

さらに、所得税と個人住民税では、基礎控除や扶養控除等の人的控除額に差があるため、個人住民税では課税標準額が大きくなりますので、個人住民税の全所得者において、課税標準額の差額による負担増を軽減するため、所得割の額から一定の額を控除する措置を講じております。

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の創設については、税源移譲により所得税が減額になることから、所得税での住宅借入金等特別控除が一部できなくなる場合が生じますので、税源移譲前の所得税において控除できた場合の額と同等の負担軽減となるように、個人住民税での減額措置を講じております。

税源移譲に関する実施時期につきましては、平成19年度分の個人住民税から適用するものであります。

また、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、平成20年度より適用するものであります。

改正に伴う個人住民税の影響額につきましては、今回の改正は、所得税から個人住民税に税源を移譲されるものであり、所得税と個人住民税を合わせた税額につきましては、負担の増減が生じないよう措置されているところであります。

次に、市民税の定率減税につきましては、平成11年度税制改正において、当時の著しく停滞した経済状況に対応した緊急避難的な特別措置として導入されました。その後、平成17年度税制改正において、定率減税額は所得割の7.5パーセント相当額で、上限2万円となっておりましたが、平成18年度の税制改正で、平成19年度から廃止するものであります。

6月12日

定率減税の廃止に伴う影響額については、各納税者の所得及び控除額等の流動的な要素が多く、現時点で影響額を算出することは非常に困難であります。

なお、平成18年度の当初課税で申し上げますと、個人住民税の定率減税の対象者は8,488人で、減税額は3,148万8,300円となっております。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。
○保険年金課長(小野俊久君) 第60号議案、国民健康保険税条例の一部改正についてお答えします。

地方税法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。今回の改正により、平成17年度分を基に試算しますと、51世帯、44万3,500円が見込まれます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 企画財政課長野村信隆君。
○企画財政課長(野村信隆君) 報第1号、繰越明許費繰越計算書についてお答えいたします。

今回の総合計画策定に係る予算につきましては、昨年6月の第1回定例会においてご承認いただき、年度内策定に向け作業に取り組んでまいったところでございます。通常、総合計画を策定するには1年以上の期間を要しておりますが、ご案内のように、今回の策定にあたりましては、広く市民の皆さん方の意見をいただいて作成された新市のマスタープランであります「新市建設計画」を基本としており、通常よりも短期間での策定を予定しておりました。しかしながら、本計画におきましては、できるだけ住民の意見を反映させたいと考え、昨年度より実施しております、地域振興会議の参加者や地元高校生を対象としたアンケート調査及び市民意見公募手続制度による意見募集を実施することになり、年度内の策定が困難になったものであります。

今後につきましては、現在、本計画案の審議を諮問しております総合開発審議会の答申をいただき、先の第1回定例会の中で近藤今朝則議員にご答弁申しましたように、9月議会においてご提案申し上げたいと考えております。

なお、明日、議員皆さんの手元に本計画案を配付させていただき、本定例会終了後に、内容についてご説明申し上げる予定でありますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 建設課長奥田秀穂君。
○建設課長(奥田秀穂君) それでは、まず最初に、報第1号についてお答えいたします。

平成17年度一般会計予算で繰越明許した市道4路線のうち、まず、市道東夷線道路改良事業

でございますが、橋りょう下部工事に係る用地取得に不足の日数を要し、上部工事の発注が遅れたためでございます。当事業につきましては、現在護岸工とともに、橋りょう上部工事を施工中でございます。

次に、市道堤長岬線道路改良事業でございますが、これは、線形決定に係る地元調整に日数を要し、それに伴う用地測量及び建物補償調査が遅延したためでございます。今後、早期移転に向けての調整に努めてまいりたいと思います。

次に、市道縦貫線道路改良事業でございますが、橋りょう下部工事に係る地元調整等に日数を要し、それに伴う橋りょう上部工事の発注が遅れたためでございます。現在、橋りょう上部工事について施工中でございます。

最後に、市道堀切線道路改良事業でございますが、新規事業であることから、事業決定までに時間を要し、また、用地取得にも日数を要したためでございます。現在、すでに工事に着手しており、工期内完了に努めているところでございます。

続きまして、報第2号についてお答えいたします。

土地開発公社につきましては、昨年の市町合併に伴い、旧1市2町で設立されていた各公社についても統合を行い、各公社が所有していた土地等を一括して豊後高田市土地開発公社が所有することとなりました。これらの土地のうち、すでに完成された御所園、三友、北田分譲団地等につきましては、今後販売促進に努めてまいります。

また、買収用地につきましては、当初計画の見直し等も含め、有効利用を図っていきたく考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 商工観光課長桑原茂彦君。
○商工観光課長(桑原茂彦君) 大石議員の、報第6号に関する質疑についてお答えをいたします。

豊後高田市観光まちづくり株式会社は、基本理念として、本市における地域振興のため、商工業や農林水産業などと連携した観光事業の推進に寄与すること。そのため、昭和の町を観光拠点として確立させる施策を推進するとともに、周辺地域との連携を図り、交流人口の増加、さらには、観光消費額の向上を目指すことを掲げて会社の運営を行っていくことといたしております。

同社におきましては、4月28日に、金融機関及び一般株主から増資を受け、当初の計画通り9,500万円の資本金で営業開始いたしましたところでございます。

本年度の営業計画についてでございますが、特に、観光振興を図ることにより、地域の発展を目指し、広域観光の振興や昭和の町のさらなる振興、加えて昭和ロマン蔵などの運営を主要業務とし

で掲げているところであります。

本年度の事業につきましては、売上予測にありますように、広域観光の振興として、観光拠点の魅力アップに対する支援や同社の基本的手法として展開する観光施設業務提携による営業宣伝などに取り組み、市内全域にわたる観光振興を進めてまいります。

また、ヴィラ・フロrestaにつきましては、本年度から同社が指定管理者となりましたので、当面、短期滞在を中心とした宿泊施設として運営する計画でございます。

昭和の町の振興につきましては、空き店舗等活用事業や修景事業に対する企画提案など事業支援をいたしますとともに、受付、案内制度を見直し、お客様の満足度を向上させるよう推進いたします。

昭和ロマン蔵の運営につきましては、「旬彩」南蔵の運営及び有料入館施設の発券事業など収益事業に努めてまいります。

なお、地域再生マネージャー事業につきましては、4月6日に調印いたしました長野県飯田市とのパワーアップ協定に基づく事業でございます。同社が事業を受託し、企画、提案、人材派遣するものでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） それでは再質疑をいたします。

最初58号議案なんですけれども、所得税を市民税に税源移譲をしたということで、控除額の差などのことについては、調整するから住民にとっては実質影響はないという説明ですわね。その点はわかるんです。で、その影響はないが、実際、もう1こん、それでは市民生活に及ぼす影響として所得税ではなくて、住民税の額に応じてまあいろんな各種の補助事業だとか何らかの事業で、税額がこれだけあるからそれは対象外だとか、いや対象内に入るといような事業で影響を及ぼすことはないのか。いいですか、市民から見れば、所得税と住民税合計したら、1年間の納める税金はほぼ同じだけれども、いままでは所得税をうんと納めた。住民税が少なかったとね。今度はそれが同じ納めるんだけど住民税が上がると。住民税が上がったことによって、そういうのはないのかと。

私なりに、国保税については、これは所得に応じて100分の10何パーセントという、あるいは介護保険の2号保険についても所得に応じてですね、それから保育料についても所得に応じてだから、住民税が上がろうと下がろうといまんとこ影響ない。非課税世帯はありますけどね、保育料などは非課税世帯があるんだけど、あとのところで、皆さんいまこの本会議場内におる課長の

中で、いや、住民税が上がることによって何か市民に影響があるというんではない、いや、ないならないちゅうことを断言できるくらい課長が勉強してると思うから、それはないならないちゅうことをね、私がまだ勉強が足らんもんだから、説明してもらったら、市民、私はこの、そういうことでね、今日できなかつたら、次総務委員会で審議しますのでそれまででも結構ですが、いやあ、もうそれはないですよと言える人があつたら、もう助役なりでもいいですよ。よく勉強しとればね、自治大学を出たんならそれぐらいのことわかると思う、出てないね、そうやったね。私も勉強してないから言ってるだけでね、もしわかつたら、総務委員会まででも結構ですからね、わからなかつたらしてもらいたいと。

それから次が定率減税についてね、これは8,488人のサラリーマンで合計3,000万円を超える増税になるわけなんです。これ来年度からなんですけども、このことで、いま市長の提案理由説明で、中核工業団地に新しい企業も云々となってるけれども、豊後高田市で見ると、さっきこれは18年の当初予算で計算したら、おおよそこういう当初予算の所得ですわね。当初の課税額のとこので比較した場合にこうなるんだということであって、実際は、所得が上がればね、今年度の所得が上がればまた、私が再質疑で聞きたいのは、市民の所得の伸びがまあ昨年より今年、今年より来年というように伸んでるというように我々は認識をしてよいのか。まあ、世間では不景気が少し解消したと言ってるけれども、いや豊後高田市については、なかなか市民の所得は伸びないというように、伸びないんだけど、実質は、定率減税の廃止によって、税金だけは増えたという認識なのかどうなのかということを知りたいんです。今年度の申告に基づいて計算したら去年と今年比べてみて、今年の所得は伸んでるのか、伸ばんのんかをもとにね、来年もどうなるんだろうかということわかれば、それは、細かい額はわからなくても、基本はどうなんかということをお尋ねしたいと思うんです。でなければ、所得は伸びないのに、3,000万を超えるような所得税の増税ということは、もう市民にとっても大変なことじゃないかなと思いますのでね、聞いてきます。

次が、国保税条例の改定で、いま8万円が9万円に改定されることによって51世帯と。44万3,500円まで出ましたから、1万以内の上がる方もあるということ計算したもんですけれども、もう1点のこれだけ今年度は増税になるわけなんですけども、支払基金から請求されている豊後高田市の額が総額でどれぐらいと。で、去年がいくら、今年がいくらと。支払ったのは去年いくらで、それは請求された額支払ってるだけ

ども、もとい市民から徴収した額はね、いくらなんだと。で、これは、それぞれ旧高田、真玉、香々地と額が違うんだけどね、まあ合計でいいです。合計でいくら請求が来て、実際、市民から徴収できたのはいくらいくらと、今年度については、どれだけ請求がきて、いまの見込みではこれぐらいが集まれる見込みがあるということがわかれば、それも出してもらいたいと思います。

次が、去年の一般会計の事業で、年度内に実施できなかったのが、いまありましたように市の総合計画の策定、これは短期間じゃなくて広く住民の意見を聞いてそれを反映しようということですから、それは立派だと思えます。ぜひそうしてもらいたいと思うんで、説明もあるそうですから説明を聞きたいと思うんです。

次の市道の4件についても、いまの理由がわかりました。それで、私が改めて質問したいのは、この用地買収など地権者や地域の皆さんの理解と協力が得なければなかなか公共事業が前向きにいかない。いま大きな懸案事項になっている火葬場の問題についても同じ問題なんです。だから、この今回線上、繰越明許になったような事業で、先程もあったように、やはり地権者の説得、協力、理解と協力を得るまでに一定の時間がかかったということもありましたんで、今後のそういうその他の公共工事についても、やはり、地域の住民こそ主人公ですから、やはり、関係地域の住民の理解と協力を得るために、やっぱりこの繰越明許の教訓をね、どう活かそうとしているのか。市長トップが大事ですよ。市民からは、昭和の町熱心だけれども、もっと地域のことでやってくれという声もありますんでね、なお、妙なやり方すれば反発を受けやすくなるんですよ。

だから、やはり全地域的にその事業の関係者から理解と協力を得るために、今後は、前もってこういうこともしたいと、何か活かされる点があれば、市長からこの点について答弁をしていただきたいと思えます。

次が開発公社の関係なんですけれども、ちょっともうちょっと聞きたいのは、せめて、もう造成をして完成した土地についてですね、これが実際にどこの地域でどういう部分があって、今後どういう形で売却をしていくんだと。市議員も41人おるので、もう市議員の協力を得たいならば、こういう点でも市議員の協力得たいんだということも説明してもらえばね、我々も市のために貢献できるんじゃないかなと思うんですけれども、いまの説明ではちょっと理解できないんです。

それから、最後に、報第6号の観光まちづくり会社の問題なんですけれども、次の9月議会で質問したいと思っておるんですけども、いまの聞いた範囲では、あるいは、これまで聞いた範囲でも、まあ広域観光に寄与すると。そして地域の振興に

も寄与していきたいということなんで、ですけれども、いま、市民の中にあるのは、昭和の町、昭和の町というけれども、昭和の町の加盟店だけになってないかと。もう少し入ってないとも含めて、地域全体の振興にこう貢献できるような施策をと。そこに基本を置いてもらいたいという意見もあるんですけども、この広域観光で観光振興をやる。あるいは地域振興をやるということなんですけども、この観光会社と昭和の町加盟店との関係でね、入ってないところについても恩恵が与えるようなことが、この経営方針の中にあるのかどうかということをやっと、いま聞いた範囲でわからなかったんで、もう1回説明してもらったと思います。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 税務課長河野清一君。
○税務課長(河野清一君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

今回の税源移譲は、所得税の税率あるいは住民税の税率の改正によりまして税源移譲をするものでございますので、所得金額に変更を及ぼすものではございません。したがって、所得金額によって諸施策が制定されている制度については影響ありませんが、所得税及び住民税の税額によって諸施策が制定されているものにつきましては、現行の区分、段階等では影響が出るものと思われます。今後、激減緩和措置等がどのように対応していくかということによっては、また状況が変更されてくるものではないかと考えております。

また、所得の状況でございますけれども、所得の状況につきましては、平成18年度の市民税の課税調査がまだ完成しておりませんので、所得の内容について十分な分析ができておりませんが、所得全体からいたしますと、今回の制度改正等を含めた所得状況は、17年度と18年度の所得全体の金額といたしましては、ほぼ同額の所得の状況でございます。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。
○保険年金課長(小野俊久君) 大石議員の再質問にお答えします。

介護納付金として支払基金に納付する金額と、その収入の財源でございますが、平成17年度において支払基金に支出した金額は1億4,413万5,225円でございます。それに伴う介護納付金収納税額でございますが、4,014万7,192円、その他の収入財源であります調整交付金、療養給付費、基盤安定負担金等を含めて、総額で1億2,400万円程度であります。差し引きにしますと、約2,000万円の不足が生じております。

次に、18年度の介護納付金の収支見込みというご質問であります。現在のところ課税計算を

しておりませんので、調整交付金の金額が確定しておりませんので、金額については不明であります。

以上です。

○議長(菅 健雄君) しばらく休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時04分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議員ご承知のとおり、報第1号、2号、6号については、議案ではなく、報告事項でありますので、内容の説明を求める程度にお願いいたします。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 総務委員会でやるものはやりたいと思ってるんですが、じゃもう1回だけ質問したいと思います。

報第1号の繰越明許について、いま2人の課長から説明がありました。その中で、市道の4路線について、まあ年度内に完了できず繰り越したという説明があったんですけども、そのうちの地権者やその地域の方の協力が得られなかったというふうに、分があったというふうにいま答弁があったと思うんですけども、その協力を得るために、これどれぐらいのあなた方が足を運んだなりして住民と協議をする、協力を求めるための前線での活躍をしたというのか。その辺は説明してもらえと思うんです。その報告してもらいたい。

それから、報第6号について、字面では、先程これ経営状況の報告なんですけれども、こういう方向でやるというのがあったんですけどね。その中で、主要事業の2番目に、昭和の町の魅力の維持・発展という項があるんです。だからそれと同時に広域振興や、先程の説明では、市全体の地域振興にもこの会社は貢献すると言われたんですね。だからその市の振興に貢献するということは、昭和の町加盟店だけじゃなくて、同じ商店街の中でも、加盟してないところについても、この観光まちづくり株式会社というのは、貢献をするというように理解をしていいものなのかどうなのか。その辺がちょっと理解できなかったんで報告してもらいたいと思います。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長(奥田秀穂君) 大石議員の再質疑にお答えいたします。

この繰越明許された市道4路線の中のまず東夷線についてでございますけれども、これにつきましては、16年繰越で実際工事の完了が少し延びた関係もございまして、用地取得の16年度繰越が7月となりました。そのあと、改めて地元の方と、夏場にかけて自治委員さんをはじめ現場を一応ご案内をし、そして16年繰越以降の分についての継続的なものもお話をさせていただき

ました。で、新規に用地に対象となる地権者の方と、夏場にかけて地元の人との境界立会い等進めたわけでございますけれども、もうこの関係でちょっと若干名の方についてはご同意が得られておらず、一部その関係も今日まで続いている状況でございます。

今後につきましては、先程お話ししましたように、改めてご理解をいただきたいというふうに引き続き進めてまいりたいと考えております。

それから堤長岬線でございますけれども、これは先程お話ししましたように、用地移転の関係でございますので、移転が完了するまでは、もう支払いができないということでございますので、これについては先程答弁いたしましたように、移転を速やかにできるように調整してまいりたいということでございます。

それから縦貫線でございますけれども、この事業につきましては、先程地元調整等ということでお話ししましたけれども、一部、地元の迂回する、今回河川が入っておりますので、迂回する土地の位置の決定等にして、地権者との協議で、夏場にかけて少し時間を要した関係でございます。

併せまして、これは県の1つの河川課の協議がございまして、事業にあたり湧水期事業という形でこの関係についても少し時間を要したということでございます。

それから堀切線につきましては、5月以降、地元の説明会に入っております。すでに地権者については、もうそれぞれ測量に入る前でございますけれども、ご理解をいただけるようにいま求めてるところでございます。今後とも速やかに事業が進みますように地元にご理解をいただくようお願いにまいりたいというふうにご考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 商工観光課長桑原茂彦君。

○商工観光課長(桑原茂彦君) 大石議員の再質疑にお答えいたします。

同社につきましては、民間会社でございますので、加盟店、加盟以外の商店について一概にそれをどうこうするという事は、現時点では申し上げることができません。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 大石議員に申し上げます。執行部より説明のできる範囲の答弁がっておりますので、議事を進めます。

6番山田秀夫君。

○6番(山田秀夫君) 6番山田秀夫でございます。通告に基づき議案質疑を行います。

第57号議案についてお尋ねをいたします。

この条例の改正は、議員の通勤の定義が拡大されたことが大きな改正点で、あとは用語の改正に伴う規定の整備が大部分であるようですが、まず

この条例の改正の要旨等についてお尋ねをいたします。

次に、この議案では、豊後高田市市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例と豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の2つの条例を条立てにより改正しようとしておりますが、個別に改正する方法を取らなかった、その理由は何なのか、まずお尋ねをいたします。1回目の質疑を終わります。

○議長（菅 健雄君） 総務課長鴛海 豊君。
○総務課長（鴛海 豊君） 山田議員の第57号議案についてお答えいたします。

まず1点目のご質疑の、本条例の改正要旨についてでございますが、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されたこと、並びに刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が、同じく5月24日から施行されたことに伴いまして、これらの法律に準じて通勤による災害の対象となる通勤の範囲の改正及び障害の等級に係る用語等の整備を行うものでございます。

具体的には、まず、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2の改正でございますが、改正内容を説明する前に、この条例での職員の定義でございますが、この条例で、職員とは、議会の議員、各委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会等の委員、非常勤の嘱託員、その他非常勤の職員等となっておりますが、このような職員が行う通勤の対象範囲がこれまでは、ただ今申し上げましたような職員が勤務のために住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法等により往復することでありましたものが、この住居と勤務場所との間の往復に加えまして、1の勤務場所から他の勤務場所への移動、その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動及び住居と勤務場所との間の往復に先行して、又は、後続する住居間の移動の2点が通勤の範囲として基本法で拡充されたことから、本条例も準じて改正するものでございます。

次に、第2条の2項や消防団員等公務災害補償条例の改正規定なども、法律の用語改正に準じまして用語を改正するものでございます。

次に、2点目のご質疑の、条立てで改正してる理由についてでございますが、法の制定、改廃に伴いまして、2つ以上の条例を改正する必要が生じた場合につきましては、条例改正の方法といたしまして、1つの一部改正条例との本則で条立てにより関係条例の改正を行うことが一般的であり、これまで同じような改正を行ってまいりました。

今回の改正につきましても、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴いまして、議

会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び消防団員等公務災害補償条例の2つの条例中の用語で、「監獄」を「刑事施設」に改める必要が生じたので、2つの条例の一部改正を条立てで1つの条例として提案させていただきます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 6番山田秀夫君。
○6番（山田秀夫君） それでは再質疑を行います。

まずですね、我々議員で複数就業している議員もたくさんおられます。特に通勤範囲の定義が、議員の場合はどのように複数の就業してる議員は拡充されたのか。それからまた、第2条の2ですね、第2条の2において、第1号、第2号、第3号について、具体的にどのように改正されたのか。第2条の2の第3号にある、規則で定める事項というのはどのようなものを示すのか。

例えばですね、議会が終了して、その後に例えば議会終了後、香々地庁舎で、例えば国保の運営協議会が開催された場合、そこに移動する、移動した場合は、これは通勤としてみなすのか。またその間にですね、この議場から香々地の庁舎に行く間に、逸脱又は中断というふうなものはどういうものをいうのか、ちょっと具体的にお示しいただきたい。

○議長（菅 健雄君） 総務課長鴛海 豊君。
○総務課長（鴛海 豊君） 再質疑にお答えいたします。

まず、通勤の定義等についてお答えいたします。

本条例改正後の通勤の範囲の定義といたしまして、従来から認められておりましたのは、ただ今申し上げましたように、第1号の、住居と勤務場所との間の往復でございますが、例えば、議会本会議当日に議員の自宅から議会との間が、そういう往復がこれに該当いたします。

次に、拡充されたものとしたしましては、第2号の、就業の場所から勤務場所の移動でございますが、規則でさらに4つに分類、分かれて規定してあります。

1つ目は、1の勤務場所から他の勤務場所の移動でございますが、例えば付属機関である審議会の構成員としてなっている議員が、本会議終了後に本市以外の他の場所、いま先程香々地庁舎とおっしゃったんですかね、そういうことで、開催される当該審議会に出席するための移動などがこれに該当いたします。

2つ目は、労働者災害保険法第3条1項の、適用事業に係る就業の場所から勤務場所の移動でございますが、これは例えば議員が勤務先の事業所から本議会に、本会議に出席するために議会へ移動する場合は該当いたします。

3つ目は、国家公務員災害補償法第1条第1項

に規定する、職員の勤務場所から次の勤務場所への移動でございまして、例えば国の附属機関の構成員である議員が、本会議に出席するため、当該国の勤務場所から移動する場合などがこれに該当いたします。

4つ目は、その他の勤務場所並びに、ただ今申し上げました2つ目及び3つ目の就業場所に類する場所から勤務場所の移動でございまして、例えば他の地方公共団体の附属機関の構成員である議員が、本会議に出席するため、当該団体の就業場所から移動する場合などがこれに該当すると考えております。

最後に、第3号の、住居と勤務場所との間の移動に先行し、又は後続する住居間の移動で、規則で定める要件に該当するものでございまして、この規則で定める要件といたしましては、これは、単身赴任者等の処置でございまして、まあ、そういう単身赴任者が支給を受ける常勤一般職員などと均衡上必要があると認められる非常勤職員等の移動を、地方公務員災害補償法との均衡を失しないよう規定しておりますが、現在のところは、該当するような場合はないものと考えております。

なお、いずれの場合におきましても、移動の経路を逸脱し、又は通勤の逸脱し、又は移動を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間は、その後の移動の間、それからその後の移動につきましても、通勤とはなりません。

この逸脱とは、どういうものかと言いますと、通勤とは関係のない目的で、合理的な経路から逸れることを言います。また中断とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を言うことを言います。

しかし、この逸脱又は中断が日常生活上必要であってやむを得ない理由により、行うための必要最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、通勤と認められるようになっております。

次に、議会終了後に香々地庁舎で国保運営協議会が開催されたというような場合の移動という具体的な事例における判断についてでございますが、実際の認定につきましては、ケースバイケースで判断されるものが多くございます。そういうことで断定的には申し上げにくいのでございますが、逸脱や中断がない限り、通勤には該当するものと考えます。

また、逸脱、中断の定義は先にご説明いたしましたとおりでございますが、想定される逸脱、中断は多数でございますが、日用品の購入、これは例えばパンを買うとか、米、食料品を買うとか、台所用品を買うとか、その他文房具とか、書籍とか、そういうものを購入する場合とか、これに準ずる行為である食事などにつきましては、一定の条件

を満たしていれば本来の通勤経路に復した後は、通勤とみなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 6番山田秀夫君。

○6番（山田秀夫君） いま総務課長が言われました、その第2条の2でですね、通勤途中での逸脱又は中断が日常生活上、必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除きこの限りではない。というふうにあります。この日常生活上必要な行為、まあさっきちょっと買い物とか言われましたけど、例えばですね、議会中、例えば今日本会議があつて、お昼休みにですね、お昼休みにちょっと自分は食事したいとか、ちょっと私事で郵便局に行きたい、で、行ったときには、これは逸脱行為になるのか。その辺、そういう場合は、それに該当するのかというのをちょっと、その辺をお示しをいただきたいのと、次にですね、実施機関ですね、議員の場合はこの実施機関はどのようになるのか。

以上、お尋ねして再々質問、質疑を終わります。

○議長（菅 健雄君） 総務課長 鴛海 豊君。

○総務課長（鴛海 豊君） 再々質疑にお答えいたします。

1点目の、日常生活上必要な行為であって、規則で定めるものについてでございますが、この規則では、4つの事項を規定いたしております。

1点目は、日用品の購入その他これに準ずる行為でございます。

それから2点目といたしましては、学校教育法第1条に規定する、学校において行われる教育、職業能力開発法開発促進法第15条の6、第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練、その他これらに準ずる教育訓練であつて、職業能力の向上に資するものを受ける行為。

3点目といたしましては、病院又は診療所において、診療又は治療を受けること、その他これに準ずる行為でございます。

4点目は、選挙権の行使、その他これに準ずる行為、以上ようになっております。

次に、2点目の議会中の昼休みの外出時に起きた災害についてのご質問ございましたけども、やはりこれはケースバイケースで認定が行われますので、断定的なことは申し上げにくいんですが、家庭生活上必要な行為であり、日常行われ、所要時間も短時間であるなど、日用品の購入と同程度に評価されるものと認定されれば、補償を受けることとなります。

例えば昼食に出かけた場合などは、これらの一定要件を満たしていれば、昼食時間を除き、経路上の災害については、認定されるものと思っております。

6月12日

また、郵便局に私用で出かけた場合はどうかということでございますが、例えば、税金の納入とか、光熱水費を支払いに行くとか、こういうものは、食事と同じような扱いになると思います。ただし、この私用が、例えば小包を出し行くとかそういうような場合には、一般的には認められないと、そういうことに考えております。

最後に、3点目の実施機関についてでございますが、議会の議員に係る補償の実施機関につきましては、議長でございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) これにて質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております第55号議案から第61号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(菅 健雄君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時29分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健雄

豊後高田市議会議員 後藤龍太郎

〃 安東 正洋